

された拠出金算定対象者数に応じて各制度に按分されることとなる。

被用者年金制度は、この按分額（第２号及び第３号被保険者分）を基礎年金拠出金として負担する。第１号被保険者の負担分は年金特別会計の中で、国民年金勘定から基礎年金勘定へ繰り入れられるものであるが、これは各被用者年金制度の基礎年金拠出金と同等の性格を持つことから、ここではこの繰入額も基礎年金拠出金とよぶこととしている。

各制度の基礎年金拠出金の将来見通しについて示したものが第３－９－２表である。各制度の基礎年金拠出金の分担割合には、あまり大きな変動はないものと見込まれる。

第３－９－２表 基礎年金拠出金の将来見通し

年度	合計		国民年金	厚生年金	共済組合
平成（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
21（2009）	19.0	（19.0）	4.1	13.1	1.8
22（2010）	19.5	（19.3）	4.2	13.5	1.8
23（2011）	19.9	（19.9）	4.2	13.9	1.9
24（2012）	20.5	（20.6）	4.3	14.4	1.9
25（2013）	21.4	（21.0）	4.4	15.0	2.0
26（2014）	22.3	（21.2）	4.6	15.7	2.0
27（2015）	23.2	（21.3）	4.8	16.3	2.1
32（2020）	25.7	（20.9）	5.4	18.1	2.2
37（2025）	27.4	（19.7）	5.9	19.2	2.3
42（2030）	29.2	（18.6）	6.3	20.5	2.4
52（2040）	36.1	（18.0）	7.6	25.5	3.0
62（2050）	45.2	（17.5）	9.5	31.9	3.7
72（2060）	53.3	（16.2）	11.3	37.6	4.4
82（2070）	61.4	（14.6）	12.9	43.4	5.0
92（2080）	67.6	（12.5）	14.3	47.8	5.5
102（2090）	73.9	（10.7）	15.7	52.3	6.0
112（2100）	81.6	（9.2）	17.2	57.8	6.6
117（2105）	85.8	（8.6）	18.1	60.8	6.9

（注）名目額である。ただし、（ ）内は平成21年度価格である。